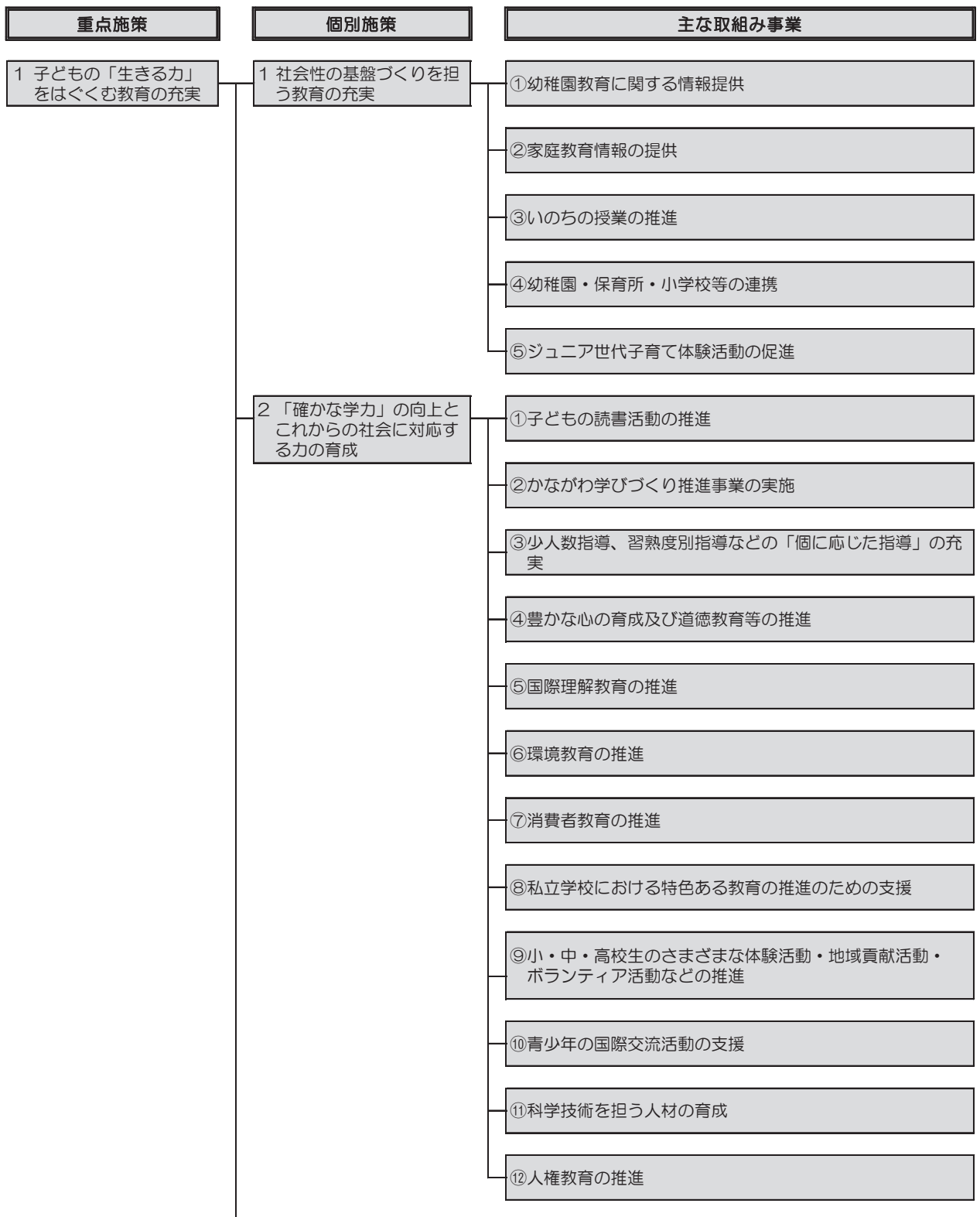
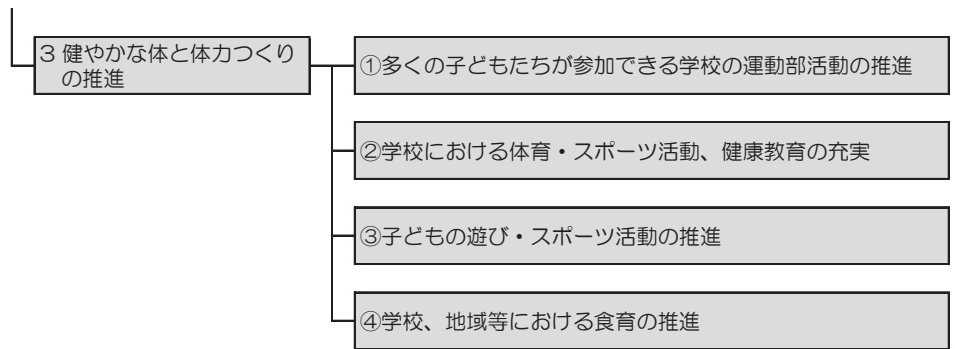


Ⅲ 『3つの力』を充実強化する取組み

1 「子どもが生きる力」を伸ばすために

◆「Ⅲ-1-1」子どもの「生きる力」をはぐくむ教育の充実 施策体系





【重点施策】

1 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育の充実

【個別施策】

- 1 社会性の基盤づくりを担う教育の充実
- 2 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成
- 3 健やかな体と体力づくりの推進

子どもは家庭や幼稚園・学校等でのさまざまな学びを通して成長し、これからの社会を担っていきます。すべての子どもが自らの個性や能力を伸ばし、自立した人間へ育つよう、子どもの「生きる力」をはぐくむ学びの充実に向けた取組みを進めます。

【個別施策】 1 社会性の基盤づくりを担う教育の充実

集団生活を通して、社会性をはぐくむとともに、豊かな心情や思考力の芽生えなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、家庭との連携のもとに幼児教育の充実を図ります。

加えて、幼児期と小学校以降の教育を円滑につなげるよう、保育所・幼稚園と就学先の小学校との連携を強化する取組みを進めます。

また、少子化の中で育ち、兄弟等も少なく、乳幼児等と触れ合う機会の少ないジュニア世代に子育てを体験する機会の提供を推進します。

取組みの主な対象：子どもとその保護者、幼稚園、保育所、小学校等

主な取組み事業

① 幼稚園教育に関する情報提供

幼稚園教育充実のために、文部科学省や県における幼児教育に関する動きや情報を、全県の指導主事を集めての会議や担当者会議等で発信し、各幼稚園に提供します。

② 家庭教育情報の提供

中学新入生の保護者を対象とした「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成、配布など、主に小・中学生の保護者を対象として、家庭におけるしつけや正しい生活習慣の重要性、思春期における親子関係など、家庭教育に関するさまざまな情報を提供します。

③ いのちの授業の推進

地域や学校など様々な場面を通じて、子どもや若者たちがいのちの大切さの学びを深める「いのちの授業」に取り組み、家族、友人など他者への思いやりや自分を大切にすることをはぐくむとともに、いじめ・暴力行為などの防止を推進します。

また、次世代を担う中学生・高校生を対象とした「いのちの大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者及びその家族への理解と共感や、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図り、加害者も被害者も出さない街づくりを促進し、安全・安心な地域社会の実現を目指します。

④ 幼稚園・保育所・小学校等の連携

事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等を通じて、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図ります。

⑤ ジュニア世代子育て体験活動の促進

平成 19～21 年度に実施したモデル事業の普及や 8 月の「子ども・子育て支援月間」における中高生の保育所等でのボランティア体験の周知等により、ジュニア世代の子育て体験を促進します。

また、中学校において、幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家族と家庭の大切さに気付かせるため、関係機関との連携を図りながら、幼児触れ合い体験などの学習活動の充実を図ります。さらに、高校において、子どもの健全な発達を支える親の役割と子育ての重要性や社会の果たす役割について認識させるため、関係機関との連携を図りながら、乳幼児との触れ合いや交流の機会を設けます。

【個別施策】 2 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成

基礎的・基本的な知識や技能、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた『確かな学力』の向上を図るとともに、国際性やコミュニケーション能力などを育成する教育、環境教育、消費者教育などこれからの社会に必要な力の育成に取り組みます。

また、豊かな人間性や社会性を培うために、学校や地域において、子どもが幅広い多様な体験活動などをする機会の提供を図るとともに、地域貢献活動の推進を図ります。

取組みの主な対象：学齢期から思春期の子ども

主な取組み事業

① 子どもの読書活動の推進

平成 26 年 4 月に策定した「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」に基づき、生涯学習指導者研修等の開催や学校図書館ボランティアのためのテキストの作成・配布を通して、読書に親しむための環境づくり、機会の提供、並びに体制の整備・社会的機運の醸成に努めます。

また、読書活動は、新学習指導要領の改善の柱である「言語活動の充実」を支える教育活動の一つであることを踏まえ、学校・家庭・地域の連携を図りながら、すべての小・中・高校における読書活動を推進します。

さらに、学校図書館司書教諭を対象に研修を開催し、学校図書館司書教諭の質の向上を図るとともに、先進校の事例発表などの情報交換を行います。

② かながわ学びづくり推進事業の実施

小・中学校の児童・生徒の学習意欲を高めるとともに、学びの質を向上させるため、市町村を単位に推進地域として研究委託するとともに、学力向上シンポジウムを開催し研究成果等の普及を図ります。

③ 少人数指導、習熟度別指導などの「個に応じた指導」の充実

小・中学校において、少人数指導など、学年や教科等の特性に応じて、基礎的・基本的な内容をじっくり学習することにより、その確実な定着を図るとともに、発展的な学習への対応など、多くの教員が児童・生徒と多様なかかわりを持ちながら、一人ひとりの個性を生かす、よりきめ細かな「個に応じた指導」の充実を図ります。

④ 豊かな心の育成及び道徳教育等の推進

県及び地区道徳教育研修講座を開催するとともに、道徳教育実践研究事業（文部科学省委嘱事業）の推進校の取組みを道徳教育担当者会議や全県指導主事会議等において、県内に広く発信するなどして、小・中学校の道徳教育の推進を図ります。

⑤ 国際理解教育の推進

小・中学校においては、様々な国の生活や文化への理解が深まるよう、国際教室担当者を対象とした会議を中心に、情報の提供と研修の充実を図ります。とりわけ、小学校においては、コミュニケーション能力の素地を養うため、新たに「外国語活動」が設けられたところであり、指導の充実を図ります。

また、県立高校においては、国際性豊かな人材育成のために、生徒の英語学習の意欲を高めるとともに、ネイティブスピーカーの配置など、英語教育の環境の充実を図ります。併せて、国際理解教育・多文化共生教育を進める国際教育研究推進校の取組みを普及させることなどにより、国際理解教育を推進します。

⑥ 環境教育の推進

人々の活動と環境とのかかわりなどについて、体験を交えたさまざまな学習活動を工夫・実践することにより、子どもたちが環境について理解を深め、環境や環境問題に関心をもつとともに、環境を大切に、「自ら考え、選択して行動する人」を育成するため、環境教育の推進を図ります。

特に、県立高校では、生徒が環境問題に対して、自ら考え、自ら行動して課題を解決する資質・能力を育成するため、環境教育研究推進校における取組みの成果の普及などにより、すべての県立高校における環境教育の充実を図るとともに、高校生々の環境問題に対する意識を向上させるため、環境シンポジウムを開催するなどの取組みを実施します。

⑦ 消費者教育の推進

小・中学校においては、社会科、家庭科、技術・家庭科を中心に、新たな消費者問題などにも対応した指導の充実を図ります。

県立高校においては、公民科や家庭科を中心に消費者教育を行います。さらに生徒用消費者教育資料を全校に配布して、授業等で活用するとともに、司法書士等の外部講師による講演会を開催することなどにより、消費者教育を推進します。

消費者関連部局と学校をはじめ教育部局とが連携を進めながら、教員研修を実施し、教員の消費者問題への理解を促進するほか、教育教材等の作成、提供や講座の実施に取り組みます。

⑧ 私立学校における特色ある教育の推進のための支援

教育振興基本計画や新学習指導要領を踏まえた特色ある取組みを行い教育の質の向上を図る私立高等学校等の支援を行います。

⑨ 小・中・高校生の様々な体験活動・地域貢献活動・ボランティア活動などの推進

学校の教育活動において、様々な体験活動を通して、児童・生徒に人と社会等とのつながりを自覚させるため、小・中・高校生向けの体験活動・ボランティア活動に関する情報を「PLANET かながわ」サイト等で収集・提供するとともに、NPO等とのネットワーク形成を進めるほか、「高校生ボランティアセンター」（注1）において、高校生の主体的なボランティア活動の企画・実施を支援します。

特に、県立高校においては、地域貢献デー（県立のみ）及びボランティア強化月間の設定や、ボランティア活動の単位認定の促進、学校と地域ボランティアエアポート（注2）との連携強化、高校生ボランティア活動出張教室（注3）の実施などにより、高校生のボランティア意識を高め、活動機会を拡大することを通して、卒業までに全ての高校生が地域貢献活動・ボランティア活動を体験することを目指します。

⑩ 青少年の国際交流活動の支援

県内青少年と世界各国の青少年との交流活動を支援し、地域のリーダーとして次代を担う国際性豊かな青少年の人材育成を図ります。また、相互に友好提携関係にある神奈川県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道の三地域の青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を行います。

⑪ 科学技術を担う人材の育成

青少年の「理科離れ」が懸念される中、関係機関等と連携し、地域社会や学校などで、子どもたちや青少年が科学技術にふれる多様な機会を提供し、知的好奇心や探究心を育てます。

⑫ 人権教育の推進

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」に基づき、教職員等へ人権教育に関する研修を実施しています。また、子どもたちが人権について正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、人権教育を推進します。

（注1）「高校生ボランティアセンター」

高校生のボランティア活動の拠点として、県立図書館内に設置。公募による高校生スタッフがボランティア活動の企画を立案し、県内高校生にボランティアとしての参加を呼びかけて、その実施までを行っています。

（注2）「地域ボランティアエアポート」

県内市町の20の市民活動サポートセンター等を「地域ボランティアエアポート」と位置付け、県内の高校生の身近な地域におけるボランティア活動に関する相談・紹介や場所の提供等の支援を依頼しています。

（注3）「高校生ボランティア活動出張教室」

平成27年度より、県内の高校にボランティア講師を派遣し、ボランティア活動に関する入門講座を行います。

【個別施策】 3 健やかな体と体力づくりの推進

体力低下や食生活の乱れなど、子どもの体力や健康をめぐる課題への対応の強化を図り、子どもの健康の保持増進の基礎を培うため、外遊びや運動・スポーツ活動、食育の推進などを通して、健やかな体と体力づくりを推進します。

取組みの主な対象：学齢期から思春期の子どもとその保護者

主な取組み事業

① 多くの子どもたちが参加できる学校の運動部活動の推進

「かながわ部活ドリームプラン 21 version II」（平成23年度策定）を基に、指定校でのモデル事業による普及・啓発や全県立学校による「かながわ部活の日」（注1）の設定、「かながわ部活ドリーム講習会」（注2）の開催などにより、部活動への参加促進を図ります。

② 学校における体育・スポーツ活動、健康教育の充実

平成23年度より6年計画で実施されている「神奈川県健康・体力づくり推進計画」に基づき、幼・小・中・高等学校における健康・体力づくり実践研究校での研究、及び、「健康・体力づくり推進フォーラム」の開催等、学校・家庭・地域への情報提供を積極的に図ります。また、教員への支援として、教員対象の研修の実施、指導における参考資料の作成、ヘルプデスクの開設など、幼・小・中・高等学校において系統的、効果的な体育・健康教育の推進を図ります。

③ 子どもの遊び・スポーツ活動の推進

子どもたちが外遊びや、運動・スポーツに親しむ機会を拡大するとともに、日常生活での習慣化をめざし、健康・体力づくりに対する意識の高揚や実践の定着化を図りながら、家庭や地域が一体となって子どもの外遊びやスポーツ活動を奨める取組みを推進します。

④ 学校、地域等における食育の推進

学校における食育を推進するために、各学校に食育推進組織を設置し、食に関する指導の中心的役割を担う食育担当者を位置づけるとともに、年間指導計画を作成し、家庭、地域等と連携した食に関する指導を計画的に実施します。

また、神奈川県内産の食材を活用した学校給食等を通して、県内農林水産物への子どもたちの理解をはぐくむとともに、食べ物の成り立ちを理解し大切にすることを育てることに繋げ、食育の推進を図ります。

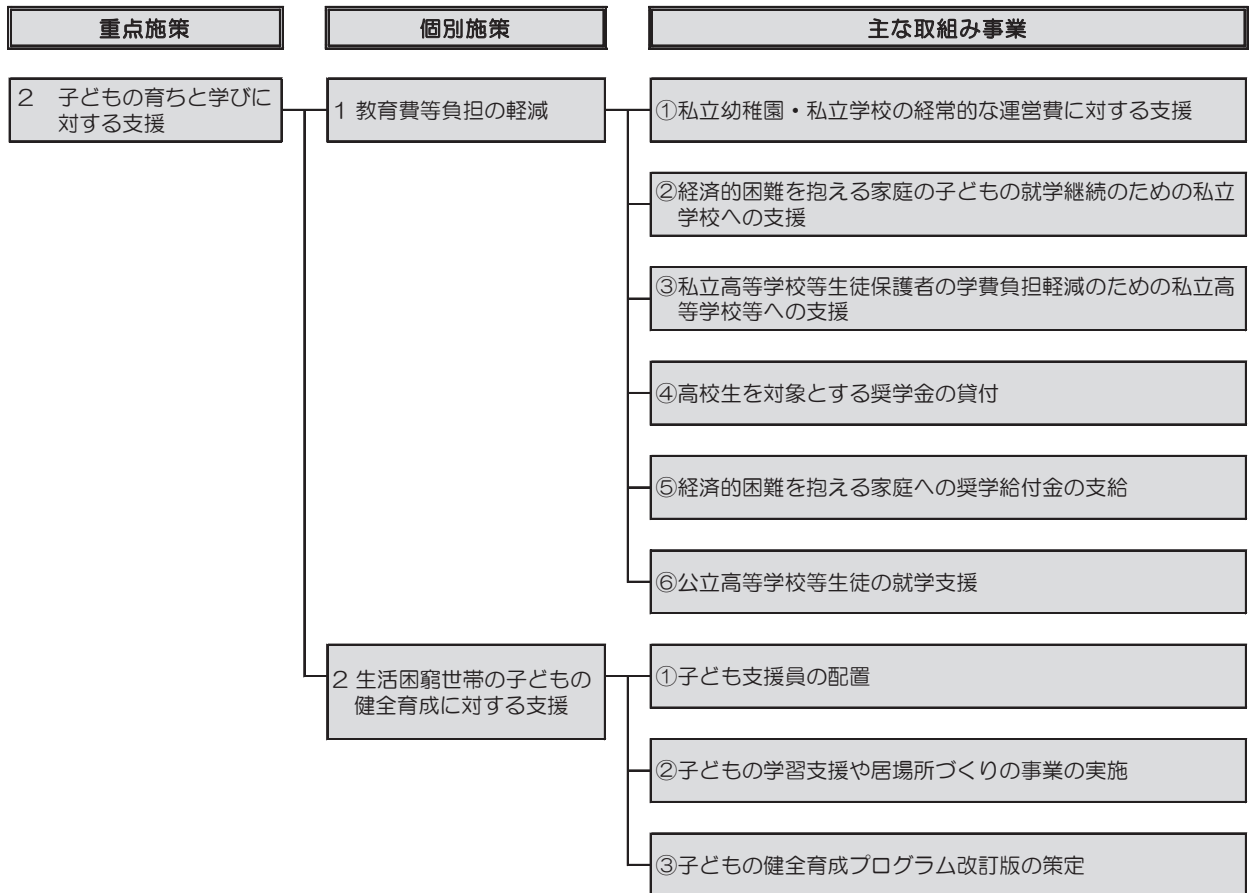
(注1)「かながわ部活の日」

各県立学校の部活動において、活動の見直しや活動で使用する用具・場所等の点検を行う「部活動総点検の日」及び各校の特色を生かした部活動を奨励する「入部奨励・部活振興・交流の日」を、各校の実態に応じて設定する取組み

(注2)「かながわ部活ドリーム講習会」

優れた指導者の豊かな経験に基づく講話やトップアスリート等による実技指導等の講習会を開催し、指導者の指導力及び生徒の技術向上等を図ることで、部活動の活性化を促す取組み

◆「Ⅲ-1-2 子どもの育ちと学びに対する支援」施策体系



【重点施策】

② 子どもの育ちと学びに対する支援

【個別施策】

- 1 教育費等負担の軽減
- 2 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援

子育て家庭にとって、子どもの教育費等にかかる費用が大きな負担となっています。

特に、経済的困難を抱える家庭や生活保護世帯等では、進学・進路への不安を持つ子どもや学業不振などの課題をもつ子どもが多く、子どもと親への積極的かつ組織的な支援が必要とされています。

そのため、子どもの将来が家庭の事情に左右されず、自らの個性や能力を伸ばし、いきいきと成長するよう、子どもの育ちと学びに対する支援を推進します。

【個別施策】 1 教育費等負担の軽減

子育て家庭にとって、子どもの教育費等にかかる費用が大きな負担となっています。

家庭の経済力と子どもの学力には相関関係があり、貧困から進学をあきらめ、それが格差の連鎖を生んでいくとの指摘もあります。

そのため、経済的困難等家庭の事情により、教育を受ける機会が失われ、子どもの将来が左右されることのないよう、すべての子どもが教育を受けられるための支援を進めます。

取組みの主な対象：子育て中の家庭

主な取組み事業

① 私立幼稚園・私立学校の経常的な運営費に対する支援

私立学校の教育条件の維持・向上並びに生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校経営の健全性を高めるため、経常的経費の支援を行います。

② 経済的困難を抱える家庭の子どもの就学継続のための私立学校への支援

保護者の会社都合による退職や倒産等により、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校の支援を行います。

③ **私立高等学校等生徒保護者の学費負担軽減のための私立高等学校等への支援**

一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学費負担の公私間格差を是正するため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等への支援を行います。

④ **高校生を対象とする奨学金の貸付**

学業に意欲があり学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けます。

⑤ **経済的困難を抱える家庭への奨学給付金の支給**

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯に対して、高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図ります。

⑥ **公立高等学校等生徒の就学支援**

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、一定所得以下の保護者世帯の高校生等に就学支援金を支給し、授業料に充てることにより、実質的に授業料の負担をなくす就学支援を行います。

【個別施策】 2 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援

生活保護世帯が増加する中で、いわゆる「子どもの貧困」への社会的関心が高まっています。複合的な課題を抱えている生活困窮世帯においては、子どもと親への積極的かつ組織的な支援が必要とされています。

生活保護世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの生きる力がはぐくまれることを目指し、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しています。

取組みの主な対象：生活困窮世帯の子どもと親、福祉事務所

主な取組み事業

① 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置しています。

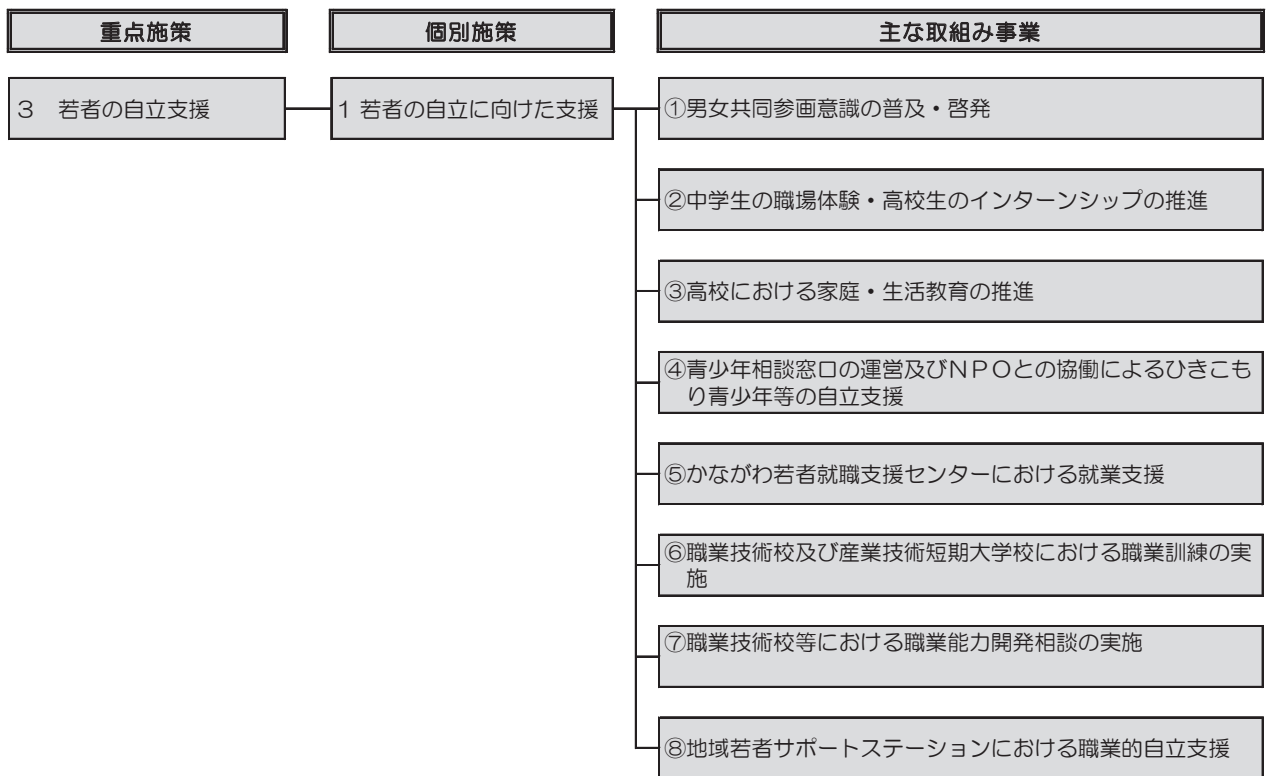
② 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育成するための居場所づくりについて実施しています。

③ 子どもの健全育成プログラム改訂版の策定

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に則した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して福祉事務所が組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関等と連携・協働しながら、改訂し普及啓発に努めます。

◆「Ⅲ-1-3 若者の自立支援」施策体系



【重点施策】

③ 若者の自立支援

【個別施策】

1 若者の自立に向けた支援

現在、ひきこもりやニートなど、社会から孤立しがちな若者の存在や、若者が不安定な就労状況などから、自立して家庭を築くことがこれまで以上に難しくなっているなど、若者の自立が社会的に大きな課題となっている状況を踏まえ、これからの親世代となる若者の自立支援に向けた取組みを推進します。

【個別施策】 1 若者の自立に向けた支援

ひきこもり、フリーター・ニートなど社会から孤立しがちな若者や、厳しい雇用環境から不安定な就労状況で、自立して家庭を持つという将来の展望を描けない若者の存在が、社会的に大きな課題となっています。

NPO や企業等と連携・協働して、青少年の相談や中高生のキャリア教育、若年失業者の職業訓練等による就業支援など、若者の自立に向けた取組みを推進します。

取組みの主な対象： 中・高・大学生等

就業を希望しながら失業中の若者

不安定な就労状況にある若者（いわゆるフリーター）

主な取組み事業

① 男女共同参画意識の普及・啓発

子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女平等教育の充実を図るとともに、様々な分野への参画のための支援や、生活全体を生涯のライフキャリアとして考えるための支援など、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。

② 中学生の職場体験・高校生のインターンシップの推進

中高生の職場体験などの実践的な取組みを広く紹介する機会を設定するなどして、キャリア教育の推進・充実を図ります。

県立高校においては、全校でインターンシップの取組みが円滑に実施されるよう、各地域の事業所、経済団体、行政機関等でのインターンシップの受入に対する理解の促進を図るとともに、受入先の拡大

や各事業所との連携等を推進するため、県内 10 地域にキャリアアドバイザー（注 1）を配置します。

③ 高校における家庭・生活教育の推進

自立した社会人として、家族や家庭を大切にできる心や態度の育成、及び健全な食生活を実践できる人間を育成するため、家庭・生活教育実践校における取組みの成果を普及させることなどにより、すべての県立高校における家庭・生活教育を推進します。

④ 青少年相談窓口の運営及びNPO との協働によるひきこもり青少年等の自立支援

ひきこもりなど青少年の多様な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター（注 2）において相談事業を実施するとともに、青少年サポートプラザ（注 3）において、ひきこもり等青少年の自立支援に取り組むNPO等の活動を支援します。また、ひきこもり等青少年の自立に向けた取組みを、NPOと協働して実施します。

⑤ かながわ若者就職支援センターにおける就業支援

就職活動についての悩みに、キャリアカウンセラー（注 4）が個別に相談を受け、効果的なアドバイスを行うキャリアカウンセリングを実施するとともに、応募書類の書き方やビジネスマナー、面接訓練など、就職活動に役立つセミナー等を開催し、30 歳代までの若年者の就業を支援します。

⑥ 職業技術校及び産業技術短期大学校における職業訓練の実施

若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせ実践的な職業訓練を実施します。

⑦ 職業技術校等における職業能力開発相談の実施

若者が、自らの適性や職業経験等に応じて職業訓練を受講するなど職業能力開発を効果的に行うことができるよう、専門知識のある職業訓練指導員が訓練相談を行います。

⑧ 地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援

ニート等の働くことに悩みを抱える 30 歳代までの若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。

(注1) キャリアアドバイザー

地域におけるインターンシップの実施拡大に向けて、新規受入事業所等の開拓や、円滑な運営に係る連絡・調整、さらに高校におけるキャリア教育の推進に対する支援などを担う人

(注2) かながわ子ども・若者総合相談センター

神奈川県立青少年センターに「ひきこもり地域支援センター」としての役割を併せて設置し、ひきこもり、不登校、非行など、青少年の様々な悩みの相談に応じています。

(注3) 青少年サポートプラザ

神奈川県立青少年センター内に設置し、ひきこもり等の青少年支援に取り組んでいるNPOのための活動場所や関連情報の提供を行っています。

(注4) キャリアカウンセラー

自己分析を通して自分に適している職業・職種や自分の強みをはっきりとさせ、これに即した職業選択や職業能力開発などが効果的に行われるよう個別相談に応じる専門家